

○松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱

昭和57年2月15日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動を行う住民又は企業等の従業員による自主防災組織が防災活動を行う上で必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助額)

第2条 補助金交付の対象とする経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象経費		補助額
区分	品目等	
防災資器材の購入（設置工事費を含む。）及び修繕（地区町会連合会及び地区防災連合会（以下「地区町会連合会等」という。）並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する地域防災計画により、指定避難所を運営する地区町会連合会が組織する委員会（以下「避難所運営委員会」という。）が行う購入及び修繕を除く。）に要する経費	情報収集・伝達用具 ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ等	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、別表第1に掲げる構成世帯数又は別表第2に掲げる工業団地面積の区分に応じ、それぞれの表に定める額を限度とする。
	消火用具 消火器（薬剤の詰替経費を含む。）、消火器収納箱、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ホース、ノズル、ハンドル、消火栓用機材収納箱、ヘルメット、とび口、防火衣等	
	救出用具 バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ヘルメット等	
	救護用具 担架、救急セット、テント、毛布、シート等	
	避難用具 強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛等	
給食・給水用具 炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ等		
水防用具 救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等		

	その他の防災物資	防災服、防災倉庫、非常用備蓄食糧、簡易トイレ、非常電源装置、雪かきスコップ等	
防災訓練（地区町会連合会等及び避難所運営委員会が行う防災訓練を除く。）に要する経費	炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料等		
防災意識の啓発等（地区町会連合会等及び避難所運営委員会が行う啓発等を除く。）に要する経費	防災マップ等防災資料の作成、防災講座の開催等		
除雪機の購入に要する経費（避難所運営委員会が購入する除雪機を除く。）	除雪機	補助対象経費の3分の2以内の額	
地区町会連合会等が行う避難所開設・運営訓練に要する経費	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、消耗品費等	補助対象経費の10分の10以内の額	
避難所運営委員会が行う避難所開設・運営訓練に要する経費（地区町会連合会等と合同で実施する避難所開設・運営訓練の経費のうち重複する費用を除く。）	報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、切手を含む通信運搬費、消耗品費等	補助対象経費の10分の10以内の額	

2 既に補助金（当該補助金の交付を受けた年度から3年度を経過している補助金を除く。）の交付を受けている場合で、次の補助を受けようとするときの補助金の限度額は、前項の規定により算出

される補助金の限度額から当該補助金を控除した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、除雪機の購入に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額30万円とし、地区町会連合会等が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1地区当たり年額10万円とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、避難所運営委員会が行う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額5万円とし、当該避難所運営委員会が行う宿泊を伴う避難所開設・運営訓練に要する経費に対する補助金の限度額は1組織当たり年額10万円とする。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書(様式第2号)によるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成11年2月8日告示第20号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日告示第92号)

この告示は、平成14年4月1日から施行し、この告示による改正後の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則(平成18年3月31日告示第146号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第131号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市自主防災組織施設整備費補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則(平成20年3月31日告示第165号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第116号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第103号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第82号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

構成世帯数	限度額
50世帯未満	200,000円
50世帯以上99世帯以下	300,000円
100世帯以上299世帯以下	400,000円
300世帯以上499世帯以下	450,000円
500世帯以上999世帯以下	500,000円
1000世帯以上	550,000円

別表第2（第2条関係）

工業団地面積	限度額
200,000m <sup>2</sup> 未満	200,000円
200,000m <sup>2</sup> 以上300,000m <sup>2</sup> 未満	300,000円
300,000m <sup>2</sup> 以上	400,000円

様式第1号(第3条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 松本市長

申請者 組織の名称  
住所又は所在地  
代表者氏名 印  
電話番号

次のとおり松本市自主防災組織防災活動支援補助金の交付を申請します。

実 施 内 容				
経 費	品 目 等	数 量	単 価	金 額
			合 計	
交付を受けようとする補助金の額				
完了予定年月日				

(添付書類)

- 1 自主防災組織の規約・防災計画・組織表
- 2 見積書(写し)
- 3 収支予算書(訓練経費の場合)

様式第2号(第4条関係)

松本市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 松本市長

組織の名称  
住所又は所在地  
代表者氏名 印

年 月 日付け 指令第 号に係る事業が、次のとおり完了したので報告します。

完了年月日				
実施内容・成果等				
経費	品目等	数量	単価	金額
交付確定を受けた額				

(添付書類)

- 1 納品書及び領収書等
- 2 写真
- 3 防災資機材の配置図(資機材の購入等の場合)
- 4 事業収支決算書(訓練経費の場合)
- 5 補助金払込口座通帳の写し